

2 入会金及び会費に関する規程

(目 的)

第 1 条

この規程は、定款第 7 条に基づき、この法人の会員の入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び年会費)

第 2 条

会員は、会員種別に応じ、入会するときに下記各号の入会金を納入しなければならない。

一、 正会員 5,000 円
(ただし 40 歳以下無料)

二、 賛助会員 5,000 円

2 会員は、会員種別に応じ、毎年下記各号の会費を納入しなければならない。

一、 正会員 年額 12,000 円

二、 賛助会員 年額 12,000 円

3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

4 自主退会した会員が再入会を希望した場合は入会金を免除する。

(会費の使途)

第 3 条

前条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の 40 パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(改 正)

第 4 条

この規程の改正は、社員総会の決議を経て行う。

付則

本規程は、定款の効力発生日（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日）から施行する。

(平成 23 年 6 月 19 日通常総会議決)

(平成 28 年 6 月通常総会議決)

本規程の改正は、令和 7 年 6 月 8 日通常総会決議し、令和 8 年度より施行する。

これは、当法人の規程に相違ありません。

令和 7 年 6 月 8 日

公益社団法人日本伝統俳句協会

代表理事 井上 泰至